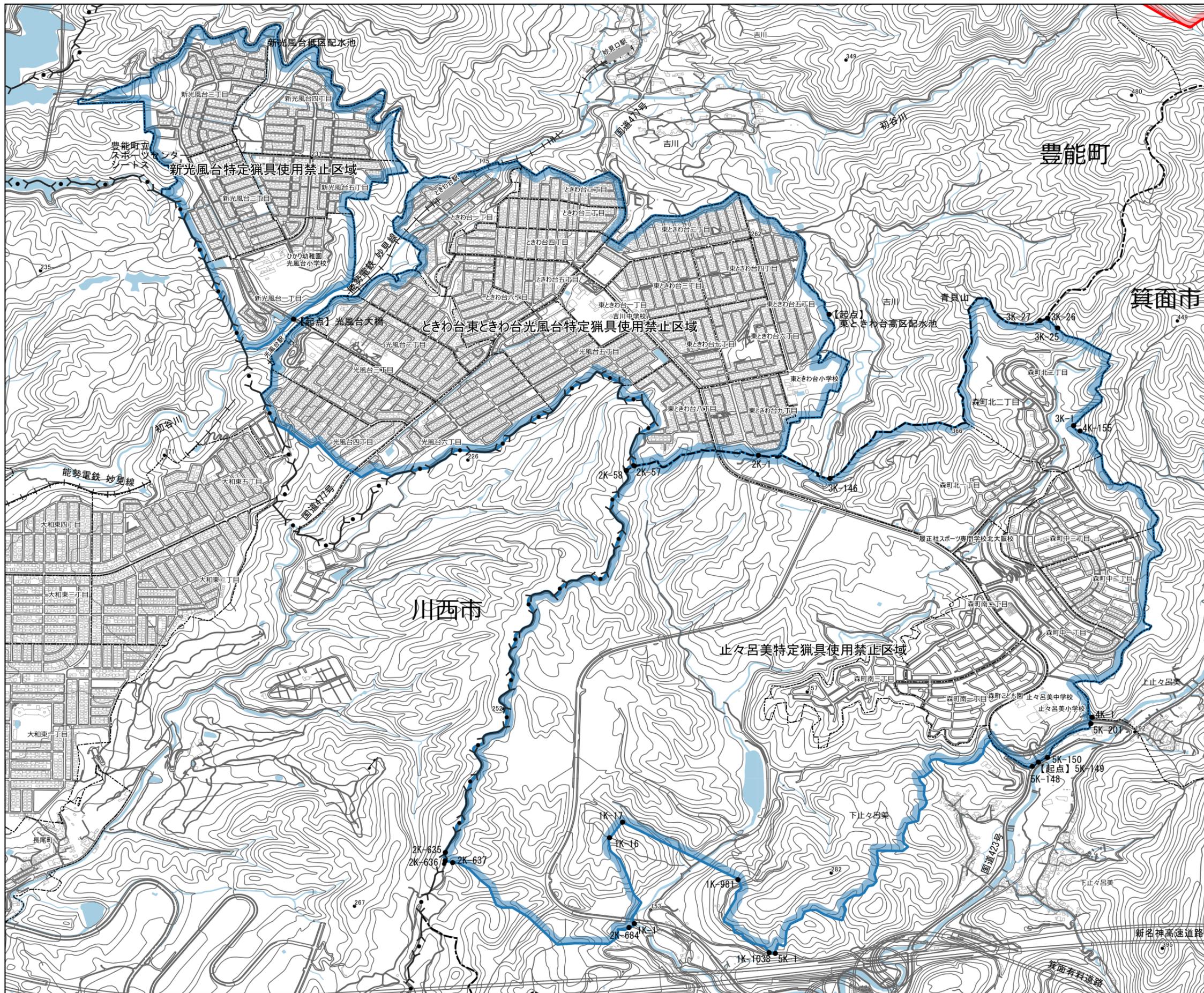


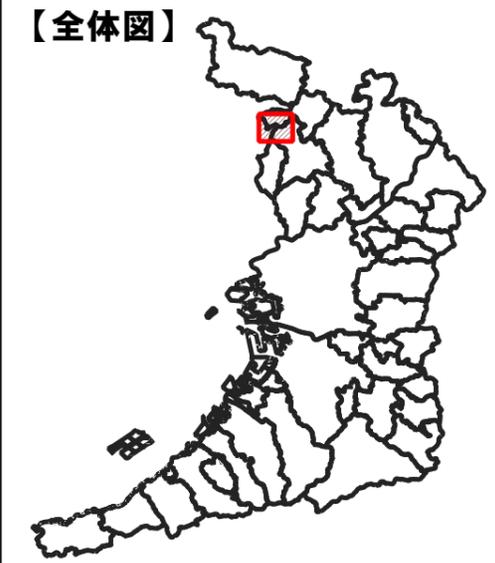
07 ときわ台東ときわ台光風台特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

東ときわ台高区配水池を起点とし、東ときわ台地区と吉川地区の境界を南進し、箕面市との境界線に至る。同点より同境界線上を西進し、兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を500メートル北進、さらに900メートル南西進し、光風台6丁目地内汚水処理場東側地点に至る。同点より住宅地と山林の境界線上を300メートル南西進し、国道477号線に至る。さらに同国道より住宅地と山林の境界線上を500メートル北西進し、再び兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を北西進し、兵庫県川西市、豊能町光風台地区、吉川地区の交点に至る。同点より光風台地区、吉川地区境界線上を800メートル北東進、さらにときわ台地区、吉川地区境界線を500メートル北東進し、吉川浄水場に至る。同点より同境界線上を500メートル東進、さらに東ときわ台地区、吉川地区境界線上を400メートル東進、300メートル南進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。